

# 就労(見込)証明書 兼育児休業証明書

ひたちなか市長 宛

下記の内容について事実であることを証明いたします。

※有効期間:申請書提出日から3か月以内に作成

<証明書作成者様へ>  
 ○この証明書は認可保育所入所のための重要な資料となります。よくご記入ください。  
 ○訂正の際は、「社印」「代表者印」「証明書記入者印」いずれかの訂正印を押印してください。  
 ○記入内容の不備、記入漏れにより再提出を求められる場合があります。虚偽の証明は無効となります。  
 ○就労状況や実績等について、発行依頼または現地確認やお問合せすることがあります。  
 ご理解・ご協力をお願い申し上げます。  
 問合せ先:ひたちなか市児童福祉課 保育担当  
 TEL:029-273-0111 (内線7226)

証明書内の「〇〇年」の記入は、  
 いずれも和暦・西暦どちらでも可です。

令和元 年 10 月 25 日
所名 <input type="checkbox"/> 〇〇コーポレーション (業種 <b>販売</b> )
代表者名 <b>常陸 那珂男</b>
所在地 <b>ひたちなか市足崎〇〇〇</b>
電話番号 <b>029-000-0000</b>
記入者名 <b>山田 太郎</b>



※社印・代表者印がないものは無効です。

就労者	1	就労者氏名	<b>ひたちなか 花子</b>	
	2	住所	<b>ひたちなか市東石川〇-〇</b>	
就労状態 (雇用契約内容)	3	採用年月日	<b>平成20 年 4 月 1 日</b> (育児休業中の方は入社日を記入)	
	4	勤務先住所	*上欄事業所所在地と異なる場合記入	
	5	職種・仕事の内容 *いずれかを囲む	<input checked="" type="radio"/> 事務 研究 工員 作業員 営業 教員 保育士 看護師 運転手 店員 その他( )	
	6	雇用の形態 *いずれかを囲む	<input checked="" type="radio"/> 正職員 契約職員 派遣 パート・アルバイト 内職 その他( )	
	7	就労時間(予定) (固定就労の場合) ※時間数×日数 =就労状況	1日 <b>9</b> 時間 × 1か月 <b>20</b> 日(回) = 1か月 <b>(平日) 180</b> 時間 (1回) <b>4</b> 勤務 勤務 <b>2</b> 勤務 <b>(土曜) 8</b> 勤務 ※「7」の就労時間には、労働基準法に基づく6時間労働以上の際の休憩時間を含みます。	
			平日	<b>8 時 30 分 ~ 17 時 30 分</b>
			土曜日	<b>8 時 30 分 ~ 12 時 30 分</b>
日曜日	時 分 ~ 時 分			
8	給与 *いずれかを囲み、 □内に記載	<input checked="" type="radio"/> 月給	<b>230,000</b> 円(基本給)	*諸手当等含まず
産前産後休暇	9	取得中 <input checked="" type="radio"/> 期間終了	<b>令和元 年 5 月 15 日 ~ 令和元 年 9 月 20 日</b>	
育児休業	9	取得予定 <input checked="" type="radio"/> 取得中	<b>令和元 年 9 月 21 日 ~ 令和2 年 3 月 31 日</b>	

申請者(従業員)の氏名、住所を記入してください。

<留意事項>

- 申請者より当証明書の作成依頼があった時点では、就労認定要件(月64時間以上の勤務)に達していない場合は、就労認定要件を満たす就労が予定されている場合は、予定する時間・日数で作成願います。その際は、「3」は就労認定要件を満たす就労を開始する日を記入してください。
- 無報酬など正当な金銭的收入を目的としない(県基準最低賃金未満)労働や、家業の手伝い、ボランティア活動等、生計に寄与しないものは就労として認められません。
- 産前産後休暇および育児休業については、取得している場合は必ずご記入ください。

今後入所保留等のために延長する可能性がある場合でも、現在の終了日を記入してください。

\*保護者記入欄\*

※産前産後休暇、育児休業を取得の方は下記欄も記入してください。

申請児童名	<b>ひたちなか コキア</b>	休業対象(出産)児童氏名	<b>ひたちなか コキア</b>
申請児童生年月日	<b>令和元 年 7 月 20 日生</b>	休業対象(出産)児童生年月日	<b>令和元 年 7 月 20 日生</b>
※市記入児童番号		職場復帰予定日	<b>令和2 年 4 月 1 日復帰予定</b>

(保護者の方へ) ※必ずお読みください。

- 新規で認可保育所入所または保育料無償化を申し込みする方は、雇用先から上記証明を記入してもらってください。入所保留となった場合に備えて、育児休業の延長や育児休業給付等について、必ずご自身で事前に就労先やハローワーク等によくご確認ください。
- 既に出産児童の上の子(以下「兄姉」)が認可保育所に入所している方はこの証明書の提出により、出産児童が満1歳になる年度末まで兄姉の継続入所を認めます。法律に基づくものでない育児休業については、兄姉の継続入所は認められません。
- 出産児童の認可保育所入所申請について、認可保育所の空き状況等により入所できない場合もあります。
- 証明書の提出が無い場合、復職に伴い出産児童の入所申請をされてもお断りすることがあります。また在園児も退所となります。
- 育児休業中の雇用状況の変更(退職等)があった場合は速やかに市児童福祉課までご連絡ください。